

2020年度 LIP. 横浜 トライアル助成金 募集要領

ポイント解説

申請にあたり、事前に確認いただきたいポイントをまとめました。
申請の検討並びに、申請書作成にご活用ください。
※募集要領から抜粋しております。募集要領を必ず見直してください。

2020年4月
公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団
お問合せ： trial@kihara.or.jp

表紙

【募集開始】 2020年4月1日（水）～

【第一次採択向け 申請書提出締切】 2020年5月13日（水）到着分まで

【第二次採択向け 申請書提出締切】 2020年7月7日（火）到着分まで

【事業実施期間】 交付決定日～2021年2月28日（日）

CHECK POINT

- ・ 第一次採択向けで予定している予算総額を満たした場合は二次採択は行いません。2019年度は**第一次13件、第二次8件**の採択でした。
- ・ 申請書は郵送または宅配便でお送りください。

表紙

- ◇ LIP. 横浜 トライアル助成金は、公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団が横浜市の補助金を受けて実施するものです。申請および実績報告に係る内容や審査内容等は横浜市と共有させていただきます。
- ◇ 事業の終了後に実績報告書の提出を受け、**交付額確定後に精算払い**となります。
- ◇ 本助成金は**寄付金ではありません**。研究支援のための「**補助金**」です。
- ◇ 大学等、研究機関、病院等の方は、申請書の**提出前に事務担当者等の承認**を得てください。申請者個人名義口座への振り込みはできません。**所属機関での機関経理が必要**です。

CHECK POINT

- ・ 本助成金は交付確定後の精算払いです。**前払いではない**点に注意してください。
- ・ トライアル助成金は「**補助金**」です。適切な経費管理等をお願いします。
- ・ 大学等、研究機関、病院等の方は、申請書提出前に事務担当者等の承認を必ず得てください。

P.1

1. 事業目的

LIP. 横浜 トライアル助成金は、企業と大学・研究機関等により実施される産学連携事業の推進に向けた研究開発事業を支援するものです。健康・医療のイノベーションを持続的に創出するという横浜ライフイノベーションプラットフォーム（LIP. 横浜）の事業趣旨に沿って実施いたします。

CHECK POINT

- ・本助成金はLIP.横浜の事業趣旨に沿って実施します。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/lifescience/lip/lifepf.html>)

2. 申請者の要件

P.1

A 次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とします。

(1) 次のいずれにも該当しない者

- ① 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第55号（以下、条例という））。第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- ② 法人にあっては、代表者または役員の中に暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者がある者
- ③ 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当する者

(2) 助成金の交付の対象となる事業の申請者であること

(3) 横浜市税および横浜市に対する債務の支払い等の滞納がない者

(4) 宗教活動または政治活動を主たる目的としていない者

(5) 研究開発の実施に係る許可、認可、免許等を取得している者

（研究開発成果の事業化に伴い必要となる場合は、その見込みがある者。）

(6) その他関連法令を遵守している者

※不正の行為によって横浜市および公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団から助成金交付等を受けた者は、当該行為により助成金の交付等を取り消された日から5年を経過した後でなければ、申請できません。

2. 申請者の要件

P.1

B Aに該当する者のうち、**健康・医療分野の研究を行う者**で次の各号のいずれかに該当する者とします。

- (1) 中小企業であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者
 - ① 横浜市内に申請事業を実施するための研究開発拠点を有する者
 - ② 横浜市内に本店を登記している者
- (2) 大学等であって、横浜市が設立した大学・都市パートナーシップ協議会会則第3条に規定する者
- (3) 研究機関であって、横浜市内に申請事業を実施するための研究開発拠点を有する者
- (4) 病院等であって、横浜市内に申請事業を実施するための研究開発拠点を有する者
- (5) 大学等、研究機関、病院等であって、本助成金の対象経費のうち80%以上を横浜市内に本店を登記している中小企業に支払う者

CHECK POINT

- ・ 中小企業の本店が横浜市外にあっても、**申請事業を実施する研究拠点**が横浜市内にある場合は申請できます。
- ・ 病院等の本院が横浜市外にあっても、**申請事業を実施する者の研究拠点**が横浜市内にある場合は申請者できます。
- ・ 拠点については、パンフレット等で確認させていただきます。

3. 助成対象

P.2

- (1) **健康・医療分野**の基礎研究成果や臨床ニーズ等の実用化に向けた産学連携事業の推進につながる取組のうち、次のいずれかの事業。ただし、特許調査や市場調査など市場性調査のみは除く。
- ①研究成果やアイデア等を具体化する部品・製品・ソフトウェアの開発や**試作品の開発**
 - ②研究成果やアイデアに基づく仮説を検証し、次の研究ステップに進むために必要となる**データ等の取得**
- (2) 同一もしくは一部が重複する事業計画で国、地方公共団体、独立行政法人等の委託や補助を受けていない事業および同一の事業計画で本助成金の交付を受けていない事業。

CHECK POINT

- ・ **「健康・医療分野」の研究**が対象です。
- ・ 申請時点で産学連携していなくても、単独でも申請いただけます。
- ・ **同一もしくは一部が重複する事業計画**で、科研費等、他の研究費を受けている場合は助成対象外となります。他研究費と同時に申請することは可能です。複数の研究費に採択された場合はいずれかを取り下げさせていただきます。

4. 対象経費

P.2

原材料・
消耗品費

開発品の構成部分、研究開発等の実施に**直接使用**し、消費される原材料・消耗品購入に要する経費。
取得単価が10万円（税抜）未満のもの、あるいは、取得単価が10万円（税抜）以上でも耐用年数が1年未満のもの。
(**量産に使うもの、汎用性のあるものは助成対象外です。**)

CHECK POINT

- ・ **申請事業に直接使用するもののみ**が対象です。例えば、購入したが、本事業に使わなかったものは対象外となります。また、研究期間終了間際に大量の消耗品を購入した場合は対象外となる可能性があります。

4. 対象経費

P.2

機械装置費

当該研究開発に必要な機械装置もしくは工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用および修繕に要する経費
(量産に使うもの、汎用性のあるもの、中古品は助成対象外です。)
(助成金交付予定額の1/2の額を上限とします。)

CHECK POINT

- ・汎用性のあるもの（パソコンなど）、**中古品**は対象外です。
- ・交付予定額の1/2の額が上限です。例えば、交付予定額が100万円の場合、50万円が上限となります。機械装置購入額の1/2ではないことに注意してください。

4. 対象経費

P.2

外注費
(請負契約)

自らで実施することが不可能な研究開発の一部について、外部(大学、試験研究機関、事業者等)に発注する場合に要する経費
(量産に該当するもの、汎用性のあるもの、外注先の資産となるものは助成対象外です。)

CHECK POINT

- ・ 外注費は請負契約です。委託費との違いに注意してください。
- ・ 大学内施設を使用する場合は、利益排除が必要になります。
- ・ 共同研究費は助成の対象外となります。ただし、共同研究先に、自らで実施不可能な研究の一部を外注することは可能です。

4. 対象経費

P.2

委託費
(委任または
準委任)

自らで実施することが不可能な研究開発の一部について、外部(大学、試験研究機関、事業者等)に事業の遂行に必要な調査等を委託するために支払われる経費

※委託契約を締結する必要があります。

※当該委託契約に基づき、委託先に対して当該委託内容の成果、経理処理状況の妥当性を確認したうえで委託金額を確定する必要があります。

※業務の全部または一部を、第三者に再委託することはできません。ただし、書面にて明確な理由を説明できる場合はこの限りではありません。

CHECK POINT

- ・委託費は委任または準委任契約です。外注費との違いに注意してください。
- ・共同研究費は助成の対象外となります。ただし、共同研究先に、自らで実施不可能な研究の一部を委託することは可能です。

4. 対象経費

P.3

技術指導導入費

外部からの技術指導の受入れに要する経費

(共同体外部の知見者から技術指導を特に必要とする場合に支払われる謝金等)

※技術指導を受けた内容および積算根拠を具体的に明示し、その結果を管理する必要があります。

CHECK POINT

- ・技術指導導入費を計上する場合には、知見者に具体的な指導結果レポートを作成いただく必要があります。
- ・技術指導導入費を計上する場合には、かかった費用についての積算根拠を具体的に明示してください。

4. 対象経費

P.3

臨床関連経費

臨床研究（研究倫理審査が必要な研究に限らない）に必要な被験者への謝金、送料、交通費等、成果の事業化のために必要な臨床研究関連経費。

※申請者および当該臨床研究の遂行に必要な協力者の人件費や旅費等を含めることはできません。

※内部規定に従って内容および積算根拠を具体的に明示し、その結果を管理する必要があります。

CHECK POINT

- ・申請者および遂行にかかる協力者の人件費や旅費は対象外です。
- ・学会参加費用や学会参加のための旅費を含むことはできません。

4. 対象経費

P.3

租税公課

次のいずれかに該当する者は、消費税相当額を対象経費に含めることができます。

(1)免税事業者である申請者

(2)消費税簡易課税制度を選択している(簡易課税事業者である)申請者

(3)消費税法（昭和63年法律第108号）別表第3に掲げる法人の申請者

※消費税相当額を対象経費とした場合、補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除額を減額して報告してください。

CHECK POINT

- ・本助成金は、消費税を対象経費に含めることはできません。
- ・上記(1)～(3)の該当者は、消費税相当額を対象経費に含めることができます。

4. 対象経費

P.3

発注先の選定にあたっては、**単価500,000円**（消費税相当額を含まない。）または事業者が定めた内規等に拠り相見積を行うとする金額以上の案件については、必ず二者以上から見積を取得することが必要になります。ただし、発注内容の性質上、二者以上から見積を取得することが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を**随意契約の対象とする理由書**が必要となります。

CHECK POINT

- ・ 税抜き単価50万円以上の発注は相見積が必要です。それ以下の金額でも内規に拠ってください。
- ・ **随意契約の場合、理由書を付けてください。**

4. 対象経費

P.3

《助成対象外の経費の例》

- (1) 契約・取得から支払いまでの手続きが事業実施期間内（交付決定日～2021年2月28日）に行われていない経費
- (2) 助成事業に使用しない物品の購入、外注等（完了時点で未使用の購入原材料等を含む）
- (3) 経費の内訳を証する書類、支払い証拠等の帳票類に不備や虚偽等が認められた場合
- (4) 他の取引と相殺して支払いが行われている場合

CHECK POINT

- ・ 助成対象外となる経費の例です。(1)～(9)まですべて確認してください。
- ・ 支払いまでの手続きを期間内に終了させる必要があります。
- ・ **本事業に使用しない（未使用を含む）物品は対象外です！！！！**

4. 対象経費

P.3

《助成対象外の経費の例》

- (5)現金または銀行振込以外の方法（クレジットカード、手形、小切手等）により支払が行われている場合
- (6)助成対象経費以外の経費と混同して支払いが行われている場合で、助成対象経費との支払の区別が難しいもの
- (7)自社調達および役員の重複または資本関係がある企業間の取引に要する経費
- (8)共同研究費
- (9)収入印紙代

CHECK POINT

- ・クレジットカード、手形、小切手等による支払いの計上は、認められません。
- ・助成対象経費とそれ以外の区別が難しいものは助成対象外となる可能性があります。
- ・対象経費の内訳が不明確な場合は、審査が行われない可能性があります。
（審査基準、経費要件参照）

6. 事業実施期間

P.4

交付決定日から2021年2月28日(日)まで

第一次採択向けの交付決定は2020年6月中旬を、
第二次採択向けの交付決定は2020年8月中旬を 予定しています。

CHECK POINT

- ・ 第一次採択向けの交付決定は6月中旬です。交付決定以降に発注した経費のみ計上可能です。
- ・ 事業実施期間は、交付決定～2021年2月28日までです。事業実施期間内に実施できる研究内容を申請してください。審査基準の中に、「スケジュールが現実的なものか」という項目があります。

7. 申請方法

P.4

(1) 募集期間

①第一次採択向け募集期間：2020年4月1日（水）～2020年5月13日（水）

【必着】

②第二次採択向け募集期間：2020年4月1日（水）～2020年7月7日（火）

【必着】

第一次採択と第二次採択の募集内容は同様です。

事業内容が明確で、なるべく早期に事業に着手したいという場合は5月13日までに応募してください。申請書作成期間を確保したいという場合は、7月7日までに応募ください。

ただし、第一次採択にて予定している予算総額を満たした場合は、第二次採択は行いません。第二次採択を行うか否かは2020年6月中旬にホームページで公表します。

CHECK POINT

- ・ 第一次採択向け応募締切りは5月13日(水)必着です。持参された申請書は受付できません。必ず郵送してください。
- ・ 第一次採択にて予定している予算総額を満たした場合は、第二次採択は行いません。2019年度は、第一次13件、第二次8件の採択でした。

7. 申請方法

P.5

(2) 申請書類

	必要書類	提出対象	
		中小企業	大学・病院 研究機関
①	LIP. 横浜 トライアル助成金交付申請書（第1号様式）	○	○
②	提案書（第2号様式）	○	○
③	3か月以内発行の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※ 個人事業主の場合は開業届の写し	○	-
④	直近2営業年度分の決算報告書等	○	-
⑤	直近1年分の法人市民税、事業所税、固定資産税および都市計画税の納税証明書	○	-
⑥	非課税確認同意書 ※ 事業所税、固定資産税および都市計画税において非課税項目がある場合のみ（第3号様式）	○	-
⑦	横浜市内に拠点があることが記載されている資料（パンフレット等）	○	○

CHECK POINT

- ・ ④決算、⑤納税については設立後間もない事業者等は、提出できるもののみご提出ください。
- ・ ③登記簿や⑤納税証明書等は余裕をもって取り寄せたうえで申請してください。

7. 申請方法

P.5

(3) 申請書の作成と事前相談

申請書は厳重な取り扱いのもと、助成金交付の判断にのみ使用しますが、申請書には機密情報や第三者の新規の発明を促すような情報は記載しないようご注意ください。

助成金の申請手続きを円滑に実施するため、申請を検討される方による事前相談を推奨します。事前相談は予約制ですので、担当者にご連絡ください。

事前相談は必須ではなく、事前相談の有無は採否に影響しません。

CHECK POINT

- ・ 機密情報は記載しないでください。
- ・ 申請される方は事前相談をご活用下さい。ただし、事前相談の有無は採否に影響しません。

8. 助成対象の決定

P.5

(1) 審査方法

提出された提案書等について(2)審査基準に基づき書面審査を行います。なお審査にあたっては外部の有識者に評価を求めるものとします。

必要に応じて追加資料の提出やヒアリング等をお願いする場合があります。

CHECK POINT

- ・次項 審査基準に基づき、外部有識者による評価審査を行います。

8. 助成対象の決定

P.6

(2) 審査基準 ①経費要件

提出された書類をもとに、経費の内訳が具体的かつ明確か、および、次項目に該当しないかを確認します。内訳が不明確な場合、もしくは、次項目に該当する場合は審査を行わないものとします。

- ・ 単に既存の研究機器の購入を目的とした事業計画
- ・ 商品の販売等を直接の目的とする事業計画
- ・ 業として行う受託研究
- ・ 同一の事業計画で本助成金の交付を受けた事業

CHECK POINT

- ・ 経費の内訳が不明確な場合は、審査を行わない可能性があります。本スライドの「4.対象経費」部分を参照のうえ、申請書には事業計画に沿った経費内訳の記載をしてください。
- ・ 過去に同一の事業計画で交付を受けた方からの、同一事業計画での申請は審査を行いません。別テーマで申請してください。

8. 助成対象の決定

P.6

(2) 審査基準 ②事業化面、技術面からの審査

ア	解決すべき社会課題が明確であるか。市場ニーズを具体的に把握しているか。根拠となる数値等は明確になっているか。
イ	既存技術について十分に分析・検討されており、競合と比較して性能・価格面等で優位であるか。
ウ	本事業における事業計画やスケジュールは現実的なものか。最終的な目標と、本事業で達成すべき目標とが明確か。設定された目標は適切であるか。
エ	事業計画を遂行するための資金・人材・技術等の経営資源が備わっているか。優位性のある特許やノウハウを有しているか。
オ	経済活性化もしくは市民の健康増進等へ寄与し、社会的・経済的インパクトが期待できるか。
カ	現在、産学連携により推進されている事業計画であるか。もしくは、今後、産学連携体制を構築していく計画が明確に示されている事業計画であるか。

※審査基準ア～カをよく読み、基準の内容に答えられるよう、申請書に記載してください。

8. 助成対象の決定

P.6

(2) 審査基準 ③加点項目の審査

- (ア) **感染症**：検査・診断技術に関する研究、治療方法に関する研究、感染拡大防止に関する研究等
- (イ) **Digital Health**：モバイルヘルス、ウェアラブルデバイス、遠隔医療等、デジタル技術を用いた予防・診断技術・治療方法・疾患管理に関する研究等
- (ウ) **Child Health**：小児特有の疾患における検査・診断技術に関する研究、治療方法に関する研究等
- (エ) **Women's Health**：女性特有の疾患および産婦人科領域における検査・診断技術に関する研究、治療方法に関する研究等
- (オ) **若手支援**：39歳以下の代表取締役の企業からの申請、大学等・研究機関・病院等に所属する39歳以下の研究者からの申請（2020年4月1日時点での年齢）

CHECK POINT

- ・申請事業が（ア）～（エ）のテーマに該当する場合は、申請書に「感染症」や「Digital Health」といったキーワードを入れてください。
- ・（オ）については、企業は申請書の「役員等氏名一覧表」で確認します。
大学等は、申請書の「申請者経歴」の欄に記入してください。

9. 実績報告および検証

P.7

(1) 実績報告

本事業終了後、**2021年3月1日(月)13時まで**に実績報告書等を提出してください。
予見できない事由等により、事業の遂行が困難となった場合や計画の変更を希望する場合には、事業実施期間内であっても速やかに報告してください。

(2) 実績報告時の提出書類

- ①LIP. 横浜 トライアル助成金交付対象事業実績報告書（第10号様式）
- ②LIP. 横浜 トライアル助成金 実績書（第11号様式）
- ③LIP. 横浜 トライアル助成金 実績書に記載の対象**経費の証憑**等の写し
※必要に応じて証憑等の原本を確認させていただく場合があります。

CHECK POINT

- ・ 実績報告書の提出期限は2021年3月1日(月)13時です。
- ・ 事業計画内容に変更があった場合は、速やかに報告のうえ交付申請内容変更申請書を提出してください。
- ・ 経費の証憑は、**仕様書（カタログ）・見積書・発注書・納品書・検収印・請求書・支払証拠**のすべての写しを提出していただきます。

9. 実績報告および検証

P.7

(3) 提出方法

前述「7. 申請方法」の提出先に実績報告書類一式を郵送してください。
2021年3月1日(月)13時必着。

(4) 検証

実績報告に基づいて、目標の達成度や研究開発の成果、適正な経理処理等について検証します。この検証により申請金額の全額もしくは一部が支払われない場合があることにご留意ください。

CHECK POINT

- ・ 提出期限は 2021年3月1日(月)13時 までです。
- ・ 事業計画の未執行や目標の著しい未達、適正な経理処理が行われていない場合、申請金額が支払われないことがあります。

11. 注意事項

P.8

(1) 交付の公表

助成金の交付対象となった事業計画に関して、本事業の周知・PRのため、交付対象者の名称および所在地、内容等についてホームページ等で公表させていただくとともに、横浜市にて記者発表等をさせていただきます場合があります。

また、交付対象者は、助成事業の成果を公表にする際には、公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団が助成したことを明示するよう努めるとともに、周知する時期やその事項・周知方法等を事前に報告願います。

CHECK POINT

- ・ 事業名等は公表します。内容等も事前確認のうえ、公表することがあります。
- ・ 申請事業に関する記者発表をする場合は事前にお知らせください。横浜市と相談のうえ、共同での記者発表など申請事業の成果をPRする方策を検討します。

11. 注意事項

P.8

(2) 精算払いについて

事業完了を受けて提出された実績報告書の内容を精査し、額の確定を行ったうえで「**精算払**」として支払います。助成金が支払われるまでは補助事業者が**経費を立て替える**必要があります。

(3) 財産の管理および処分について

当該助成金の交付を受けて取得し、または効用の増加した財産〔「試作品」、
「機械装置」、など〕については、原則5年間、交付対象者が適正に管理するものとし、公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団による同意がなければ、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはなりません。

なお、その管理期間中の当該財産の状況について、随時必要な報告を求める場合があります。

CHECK POINT

- ・ 本助成金は実績報告書提出後の検査を経て**精算払**します。
- ・ 本助成金の交付により取得した機械装置等は、原則5年間譲渡等できません。

11. 注意事項

P.9

(4)財務検査または状況の報告について

助成対象となった事業計画の事業化の状況等について、助成金の交付を受けた日の属する年度の末日から3年の間、財務検査の実施もしくは報告、またはその両方を求める場合があります。

(5)関係書類の整備

助成金の交付対象となった開発等に係る収支を記載した帳簿を備え、その証拠となる書類を整備し、助成金の交付を受けた日の属する年度の末日から5年間保存しなければなりません。

CHECK POINT

- ・ 助成対象となった事業計画について、3年間は事業化等の状況について報告を求めることがあります。
- ・ 帳簿等証憑類は5年間保存をお願いします。

11. 注意事項

P.9

(6)警察本部への確認

申請者が中小企業の場合、申請者が暴力団等に該当するか否かを警察に確認します。

(7)国等の支援を受ける場合

当該助成金は、同一もしくは一部が重複する事業計画で国や地方公共団体、独立行政法人等（以下「国等」という。）が行う委託や助成事業等と併せて受けることはできません（助成対象部分を切り分けた場合も不可）。また同一事業計画で本助成金の交付を受けた場合も同様です。

CHECK POINT

- ・国等が行う委託や補助と同テーマでの事業計画で本助成金を受けることはできません。どちらかを取り下げさせていただきます。

申請書提出先・事前相談

公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団
LIP. 横浜 トライアル助成金担当

神奈川県横浜市鶴見区末広町1-6 横浜バイオ産業センター
Tel : 045-502-4810 e-mail : trial@kihara.or.jp